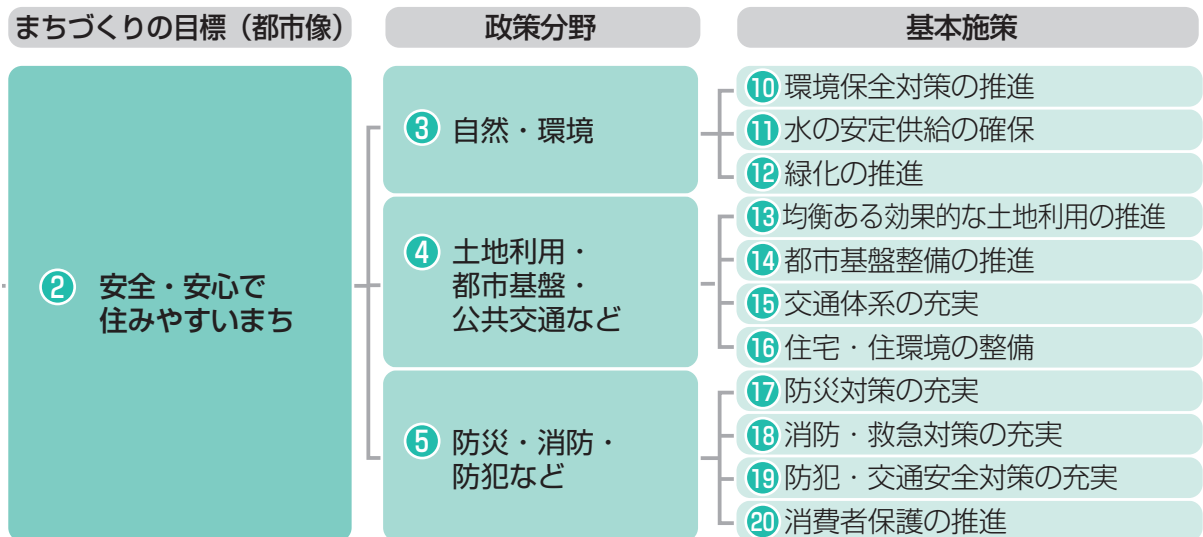


第2部

安全・安心で住みやすいまち

【施策の体系】



第2部 安全・安心で住みやすいまち

第3編 自然・環境

基本施策10 環境保全対策の推進

連携する SDGs	6 安全な水とトイレ を世界中に	7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくも責任 つかう責任	13 気候変動に 具体的な対策を	15 陸の豊かさも 守ろう	17 パートナリプで 目標を達成しよう
----------------------	----------------------------	---------------------------------	------------------------------	-----------------------------	--------------------------	----------------------------	-------------------------	-------------------------------



現状と課題

現在、地球温暖化をはじめとした環境問題の解決に向け、世界的な取り組みが進められています。本町でも、令和2年（2020年）1月、近隣の市町村とともに熊本連携中枢都市圏²⁰として「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」を表明しました。今後、脱炭素社会²¹に向けた具体的な行動を示す「熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画」に基づき、圏域一丸となってより効果的に施策を進める必要があります。

また、循環型社会を形成するためには、町民、事業所、行政がそれぞれの役割のもとに連携・協力し、家庭ごみや事業系のごみの排出抑制、再使用、再生利用の推進を図る必要があります。

本町のごみ処理は、菊池市、合志市、大津町とともに構成する菊池環境保全組合を主体として、東部清掃工場（ごみ焼却場）及び環境美化センター（リサイクル施設及び埋立処分場）において行われてきました。しかし、昨今の都市化に伴う処理量の増大や、東部清掃工場の老朽化等に対応するため、環境学習の機能も強化した新たなごみ処理施設「菊池環境工場クリーンの森合志」（ごみ焼却場及び埋立処分場）を整備しています。

し尿・浄化槽汚泥の処理については、菊池広域連合において広域的な処理を行っています。構成市町と連携し、将来推計に基づく計画的な施設の整備・改修を進めるとともに、経済性・効率性を考慮した廃棄物の収集運搬体制について方策を検討する必要があります。

さらに、不法投棄などの不適正処理を防止する対策を継続することも必要です。

基本方針

- 食品ロスの削減等によるごみのさらなる減量や、処理体制の整備、不適正処理防止の強化などに取り組めます。
- 再生可能エネルギーの利用や省エネルギー活動を促進し、熊本連携中枢都市圏の市町村とも連携して温室効果ガス排出削減に取り組むことで、持続可能な脱炭素社会の実現を目指します。

主要施策1 循環型社会の推進	
施策の方向性	主な施策
■ 熊本連携中枢都市圏において表明した「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」に向けた具体的な取り組みを進め、脱炭素社会の実現を目指します。 ■ 廃棄物排出の抑制や資源リサイクルの推進、自然と調和した生活環境づくりなど、地域社会が一体となって循環型社会の形成に取り組めます。 ■ 地域、事業所、学校における意識の啓発及び実践活動を推進します。	● 熊本連携中枢都市圏市町村との連携による脱炭素社会移行に向けた施策の推進 ● マイバッグ使用による簡易包装化の促進 ● グリーンカーテンの推進 ● 環境美化推進員との連携 ● ごみ処理施設見学などによる啓発活動

主要施策2 ごみ・し尿処理対策の推進	
施策の方向性	主な施策
■ 広域連携により、菊池環境工場の効率的・効果的な運営を図ります。 ■ 野焼きや不法投棄に対して排出者処理責任を強く求め、防止対策のための啓発強化に努めます。	● ごみの適正処理についてのホームページ・広報紙による啓発 ● 不法・不適切な野焼きや不法投棄パトロールの実施

主要施策3 環境保全の推進	
施策の方向性	主な施策
■ 町民と行政が一体となった環境施策の推進を図ります。 ■ 環境保全に向けたモラルの向上と不法投棄等の監視体制の強化に努めます。	● 各地域、団体等のクリーン作戦等の推進 ● 環境美化推進員の活動支援 ● 不法投棄監視体制の充実

成果指標

指 標	単位	現状値	目標値	説 明
熊本連携中枢都市圏における温室効果ガス排出量	万トン-CO ₂	997	665	18市町村による圏域の削減目標

関連する各分野の計画

- ◆ 熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画（18市町村による共同策定）

用語解説

- 20 連携中枢都市圏：人口減少・少子高齢社会にあっても地域を活性化し経済を持続可能なものとするため、中心都市と近隣市町村が連携して圏域を形成する地方自治法に基づく制度。熊本都市圏では、平成28年3月に17市町村（平成31年3月から18市町村）が連携協約を締結し、連携事業に取り組んでいる。
- 21 脱炭素社会：二酸化炭素の排出が実質ゼロとなる社会のこと。温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることを意味する。

基本施策11 水の安定供給の確保

連携する SDGs



現状と課題

阿蘇に源を発する豊富な地下水は、生活用水・農業用水・工業用水など、町民の生活はもとより経済活動にも幅広く利用されています。

水道水の大部分が地下水により賄われている本町においては、地下水の有効利用を図るとともに、安全な水道水の安定供給に努める必要があります。また、平成28年熊本地震の経験を踏まえ、災害時における給水体制を強化することも重要です。

さらに、本町の位置している白川中流域は、「くまもとの水」を支える大切な地下水かん養域です。近年、環境の変化による地下水かん養量の減少や生活排水などによる河川の汚染が懸念されており、関係機関との連携のもと、広域的な視点に立った様々な対策が進められています。

今後も、県及び近隣市町村などと連携しながら、地下水位の低下や硝酸性窒素²²による汚染の問題などに対応し、地下水の量・質の保全に取り組むとともに、下水道事業等の推進によって公共用水域の汚染防止を図っていく必要があります。

加えて、恵まれた環境を引き継いでいくためには、SDGsの取り組み等を通じ、次世代を担う地域の子どもたちに、豊かな水を守る大切さを伝えることも重要です。

基本方針

- 生活用水、農業用水、工業用水、災害時の飲料水など、それぞれの局面において重要な水の安定供給を確保します。
- 水資源の量と質を保全するため、地下水保全・啓発活動を推進します。

主要施策1 地下水のかん養	
施策の方向性	主な施策
■ 県及び近隣市町村などとの連携により地下水のかん養や水資源の有効利用を推進し、地下水の質・量の保全に努めます。 ■ 地下水かん養の重要性についての意識啓発に努めるとともに、雨水浸透ますなどの地下水かん養設備の推進・充実を図ります。	● 雨水浸透ますなどの施設設置による地下水かん養の推進 ● 大津菊陽水道企業団と連携した節水意識の啓発

主要施策2 水質の保全	
施策の方向性	主な施策
■ 県及び保健所と連携し、排水の適正処理を事業者等に指導します。 ■ 下水道事業等の推進により、生活排水や有害化学物質の河川などへの流入を抑制します。	● 汚染・汚濁防止対策の推進 ● 下水道事業の推進

主要施策3 安定供給の確保	
施策の方向性	主な施策
■ 大津菊陽水道企業団と連携し、安全で安心な水の安定供給と、災害時の応急給水体制の充実に努めます。 ■ 水資源の大切さを意識しながら、農業用水、工業用水の安定供給に取り組みます。	● 水道施設の計画的整備の支援 ● 非常時の給水体制の確保

成果指標

指 標	単位	現状値	目標値	説 明
白川中流域水田湛水事業の推定かん養量	万㎡	1,774	2,100	水循環型営農推進協議会
水道の有収率	%	76.4	77.6	大津菊陽水道企業団

関連する各分野の計画

◆熊本地域地下水総合保全管理計画・行動計画（県及び11市町村による共同策定）

用語解説

22 硝酸性窒素：硝酸イオンの窒素に注目した呼び方。水に溶けやすく、土壌に保持されやすいため、容易に地下水や河川水に溶け出す性質を持っている。生活排水の不適切な処理、家畜排せつ物の過剰な土壌還元、窒素肥料の溶脱等を原因として、硝酸性窒素による地下水汚染が発生するとされる。

基本施策12 緑化の推進

連携する SDGs



現状と課題

「緑」は、本町が長年目標として掲げている「生活都市」実現の前提となるものです。本町のシンボルとも言える緑を、町民や事業者、行政の協働のもと、将来にわたって大切に守り育てていく必要があります。

豊後街道菊陽杉並木やはば並木は、本町の緑を代表するものです。特に杉は、町の町木であり、縄文杉などの「屋久杉」で知られる鹿児島県屋久島町と姉妹都市の縁を結ぶきっかけにもなっています。

また、本町では、これまで都市公園等の整備を積極的に進めてきました。地区内の小規模な公園は地域の協力により維持・管理されており、菊陽杉並木公園や鼻ぐり井手公園などの大規模な公園は、緑の環境のもと、地域のイベントや町民の活動拠点として活用され、地域の活性化に寄与しています。

さらに、町の東西に帯状に延びる3か所の斜面緑地も貴重な緑の財産であり、保全を図っていく必要があります。

本町では、各地区や学校・保育所などへ花の苗を配布する「花いっぱい運動」や、「鉄砲小路の生垣²³」の保存活動など、緑に触れることを通じて地域の人たちが交流する取り組みを続けてきました。

近年、都市内緑地の価値を改めて評価し積極的に活用しようとする動きがあり、これまで交流がなかった人たちが緑をきっかけに一緒に楽しめるような取り組みも増えています。今後も、本町の実情に合った緑の環境の利活用を考えていくことが大切です。

基本方針

- 自然との共生の場の提供や良好な住環境の形成のため、国における都市内緑地のあり方の検討なども参考にしながら、自然環境の保全や都市公園の整備など緑化を推進します。

主要施策1 緑化の推進	
施策の方向性	主な施策
■ 生垣設置の推進や各地区や学校等への花苗の配布などを通じて、町民と行政が一体となった緑と環境を大切にするまちづくりを進めます。 ■ 地域の人たちの交流が進む緑の利活用について検討します。	● 花いっぱい運動の推進 ● 菊陽町生垣等設置奨励補助金制度の利用促進 ● 鉄砲小路の生垣剪定

主要施策2 公園・緑地の整備・維持管理	
施策の方向性	主な施策
■ 公園・緑地の整備、町民との協力による公園や緑地の維持管理に取り組みます。	● 杉並木公園の拡張整備 ● 公園施設長寿命化計画の策定 ● 各地区との公園管理委託

成果指標

指 標	単位	現状値	目標値	説 明
町民1人当たりの公園面積	m ²	8.9	10.0	

関連する各分野の計画

- ◆ 菊陽町都市計画マスタープラン
- ◆ 菊陽町公園施設長寿命化計画

用語解説

- ²³ 鉄砲小路の生垣：江戸時代に豊後街道の防衛に当たった鉄砲隊によって拓かれたことでその名を残す、「鉄砲小路区」に受け継がれる生垣。東海大学農学部学生ボランティア「緑の会」と地域住民が協力して生垣を剪定する活動は、同大学の故・戸田教授や、長野教授の尽力のもと、生垣保存の重要性を伝える取り組みとして昭和57年に始まり、現在も続いている。

第4編 土地利用・都市基盤・公共交通など

基本施策13 均衡ある効果的な土地利用の推進

連携する
SDGs

現状と課題

本町では、長い期間にわたり、自然豊かな純農村地帯として農業と農家集落を核とした土地利用が行われてきました。

昭和46年5月に熊本都市計画区域（現在は熊本市、合志市、菊陽町、益城町、嘉島町の2市3町で構成）に含まれたことから、都市計画法による区域区分²⁴（いわゆる「線引き」）により、都市的土地利用と自然的土地利用の役割分担が図られてきました。

本町の市街化区域では、民間の土地需要にもけん引されて宅地化が進み、増加する人口を受け入れるため、道路、公園、下水道、土地区画整理事業²⁵などの基盤整備や小中学校の増改築などの施設整備に取り組んできました。

市街化調整区域では、農業の基盤である農地を守り、集落の良好な環境を維持する観点から、一定の用途を除き土地利用が制限されてきました。農業従事者の減少や人口の移動が進んだことから、町全体では人口が増加する中、市街化調整区域の一部の地域では人口の減少と高齢化が見られ、バランスのとれた土地利用を推進することが求められています。

国は、望ましい都市のあり方の一つとして、複数の拠点がネットワークで結ばれ、それぞれの拠点ではコンパクトで効率的な土地利用が実現する「多核連携型コンパクトシティ」を目指しています。そのような都市を実現するためには、市街化区域の低未利用地を活用することや、区画整理などで整備された質の高い市街地を維持・更新し、将来にわたって利用し続けることが重要です。

住まいと仕事が町内で完結する職住近接の考え方や、JR 豊肥本線の駅周辺及び沿線の有効活用なども本町にとって重要なテーマです。

民間の土地需要の動向もとらえながら効果的な土地利用に取り組むことで、長期的には、コンパクトで均衡のとれた、持続可能な都市を形成することが期待されます。

基本方針

- 効果的な土地利用を実現するため、市街化区域の低未利用地の活用、用途地域の見直しの検討などに取り組み、土地区画整理事業などにより整備された質の高い市街地の有効活用を図ります。地区計画制度²⁶の活用などにより市街化調整区域における既存集落の活性化に取り組めます。
- 自然環境の保護、優良農地などの保全に取り組めます。

主要施策1 都市的土地利用	
施策の方向性	主な施策
- 国土利用計画、都市計画マスタープランに基づき、計画的かつ効果的な土地利用に取り組みます。 - 優良な市街地形成を図るために、市街化区域の低未利用地の利活用に取り組みます。 - 農業・工業・商業の均衡ある土地利用を実現するため、用途地域の見直しや用途に適した土地利用の誘導に取り組みます。	- 市街化区域内の用途地域の見直し - JR 原水駅周辺の市街地整備 - JR 新駅の設置及び周辺の市街地整備 - 光の森北側用地（未利用地）の活用 - 武蔵ヶ丘地区の住環境の再整備 - 久保田台地の開発構想

主要施策2 自然的土地利用	
施策の方向性	主な施策
自然環境を保護し、農業の活性化を図るため、優良農地、森林、緑地などの保全に取り組みます。	優良農地の確保・保全

主要施策3 均衡ある土地利用の実現	
施策の方向性	主な施策
- 市街化調整区域では、農地の保全・集約を阻害しないよう配慮しながら地区計画等を運用し、既存集落地域の活性化に努めます。 - 既存集落地域の活性化を促進するため、定住促進事業を進めます。	菊陽町定住促進補助金制度の利用促進

成果指標

指 標	単位	現状値	目標値	説 明
市街化区域の宅地化率	%	87.5	90.0	
定住促進補助金の件数	件 / 5年	41	50	

関連する各分野の計画

- ◆菊陽町国土利用計画
- ◆菊陽町都市計画マスタープラン
- ◆菊陽町農業振興地域整備計画²⁷

用語解説

- ²⁴ 区域区分（線引き）：都市計画区域を、市街地として積極的に整備・開発する「市街化区域」と、当分の間、市街化を抑制（調整）する「市街化調整区域」に区分することにより、無秩序な市街地の拡散を防ぎ、効率的・段階的な市街化を図ろうとする制度。
- ²⁵ 土地区画整理事業：都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るため、土地区画整理法の規定により行われる、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設・変更に関する事業。
- ²⁶ 地区計画制度：建築形態の制限、公共施設の配置や規模の決定などから、地区の特性にふさわしい良好な環境を整備・開発・保全するために定められる、地区レベルのきめ細かな計画制度。
- ²⁷ 農業振興地域整備計画：農用地等として利用すべき土地の区域及びその区域内にある土地の農業上の用途区分や、農業生産の基盤の整備及び開発、農用地の保全などに関する事項を定めた計画。

基本施策14 都市基盤整備の推進

連携するSDGs



現状と課題

本町では、熊本都市計画区域への編入や新熊本空港の建設、新たなバイパス構想などを契機として、早い段階から将来の都市化を見据えた都市基盤の整備に取り組んできました。

道路については、菊陽バイパス（国道57号）が平成4年に開通し、続いて、平成9年に菊陽空港線、平成11年に保田窪菊陽線（国体道路東西線）、平成16年に麻生田三里木線、平成25年に下原堀川線が完成するなど、計画に沿って整備が進んでいます。

課題である町の南北を縦断する道路の充実については、長年取り組んできた菊陽空港線の延伸が決定し、整備に向けた動きが進んでいます。併せて、県において国道443号、県道辛川鹿本線などの整備が進められており、これらが完成すれば、町の描いてきた道路構想は大きく進展することになります。

一方で、人口増加や企業進出、商業施設の出店等により、町内各所で交通渋滞が発生しており、町民生活の利便性向上や安全確保に向け、渋滞を緩和する取り組みが強く求められています。

公園については、令和2年10月現在、街区公園114か所、近隣公園7か所、総合公園1か所、広場8か所があり、町民の憩いの場として利用されています。また、令和2年度から菊陽杉並木公園の拡張整備として、防災機能を備えた総合体育館の建設に着手しており、図書館や総合交流ターミナル「さんふれあ」を含めた一帯の拠点性が高まっています。

下水道については、昭和58年から本町と熊本県、熊本市、合志市とで熊本北部流域下水道として整備を進めてきました。一部の農村集落においては、農業集落排水事業²⁹により整備が行われています。今後、下水道施設の老朽化に伴う更新に多額の費用を要すると見込まれ、併せて、集中豪雨に伴う雨水排水対策や耐震化等の事業も進める必要があることから、計画的な更新・メンテナンスにより、費用の平準化を図っていくことが重要です。

土地区画整理事業については、国道57号の完成を見据えた段階で、菊陽第一土地区画整理事業93.2haを施行したほか、県住宅供給公社により武蔵ヶ丘東ニュータウン土地区画整理事業96.8haが実施されました。さらに、菊陽第二土地区画整理事業93.1haも進めており、現在の質の高い市街地の形成につながっています。

今後は、都市基盤のさらなる充実に取り組むとともに、整備した施設を高い水準で維持・更新していくことが課題です。

基本方針

- 道路、公園、下水道などの都市基盤整備や、これらを一体的、面的に整備する土地区画整理事業の推進に取り組みます。整備した都市施設の適正な維持・更新に努めます。

主要施策1 幹線道路の整備

施策の方向性	主な施策
■ 幹線道路の整備に取り組み、町内を縦横断する道路網の形成を進めます。 ■ 交通渋滞緩和のため、道路網の計画検討に取り組みます。	● 菊陽空港線の延伸 ● 杉並木公園線の延伸 ● 下原堀川線の延伸

主要施策2 生活道路の整備

施策の方向性	主な施策
■ 生活道路の計画的な整備・改良、老朽化した既存道路の舗装整備等を進めます。	● 光の森駅前横断歩道橋の整備 ● 狭あい道路の解消

主要施策3 都市公園の整備と維持管理

施策の方向性	主な施策
■ ユニバーサルデザインによる公園の整備に取り組むとともに、町民との協力による公園や緑地の維持管理に取り組みます。	● 菊陽第二土地区画整理事業地内公園整備事業 ● 各地区との公園管理委託

主要施策4 下水道の整備

施策の方向性	主な施策
■ 生活環境の改善、公共用水域の水質保全を図るため、流域関連公共下水道事業を計画的に推進します。 ■ 下水道施設の長寿命化を進めます。	● 下水道の整備（汚水・雨水） ● 菊陽町下水道ストックマネジメント計画による下水道施設の長寿命化 ● 下水道総合地震対策計画による施設の耐震化及びマンホールトイレの整備

主要施策5 土地区画整理事業の推進

施策の方向性	主な施策
■ 土地区画整理事業による市街地の整備を進めるとともに、新たな人口の受け皿となる市街地の形成に取り組みます。	● 菊陽第二土地区画整理事業の推進 ● JR 原水駅及び JR 新駅周辺の市街地整備

成果指標

指 標	単位	現状値	目標値	説 明
下水道による雨水対策整備率	%	67.8	73.3	

関連する各分野の計画

- ◆ 菊陽町都市計画マスタープラン
- ◆ 菊陽町公園施設長寿命化計画
- ◆ 菊陽町下水道事業経営戦略

用語解説

- 28 農業集落排水事業：農業集落において、し尿・生活雑排水などの汚水処理施設を整備し、生活環境の向上を図る事業。

基本施策15 交通体系の充実

連携する
SDGs



現状と課題

本町は JR 豊肥本線が東西に走り、空の玄関口である阿蘇くまもと空港を有しています。九州縦貫自動車道の熊本インターにも近接しており、広域的な交通アクセスに恵まれています。そのような地理的優位性を活かして、国・県との連携により広域交通体系の整備を積極的に進めてきました。

路線バスについては、利用者の減少により、本町内を運行する路線の廃止や減便が実施されるなど、路線の維持がますます厳しくなっています。一方で、運転免許証の自主返納者や高齢者など交通弱者に対し、地域における通勤・通学、通院、買い物など日常生活に身近な公共交通の確保が求められています。

また、本町では、平成14年度に「町内巡回バス」の運行を開始し、幾度となく見直しを行ってきました。令和2年1月には、巡回バスの再編と併せ、新たな公共交通として乗合タクシーを導入しました。今後も、地域の特性や町民の要望を踏まえ、持続可能な公共交通体系のあり方を検討し、充実を図っていく必要があります。

鉄道については、町域に JR 豊肥本線の三里木駅、原水駅、光の森駅が設置されており、いずれも利用者は増加しています。町民の生活向上と経済活動の活性化に資するよう、運行内容や設備の改善、充実が望めます。また、さらなる利便性向上とまちの賑わい創出のため、三里木駅と原水駅の間に新駅を設置する計画の実現が望めます。

ターミナルビルの復旧が進む阿蘇くまもと空港は、令和2年4月から空港運営が民営化されました。また、空港へのアクセスを改善するため、県を事業主体として、JR 三里木駅から分岐・延伸する空港アクセス鉄道の整備に向けた取り組みも進められています。

新型コロナウイルス感染症の収束を見据え、国内線・国際線の利用強化が図られる中、運営事業者や関係機関と連携し、空港が所在する強みを活かす方法を検討していく必要があります。

基本方針

- 高齢者も安心して移動できるよう、町が運営する巡回バスや乗合タクシーの充実を図ります。
- 路線バスや JR との連携を向上させ、町民が通勤・通学、買い物、通院などで利用しやすく、かつ効率的な公共交通サービスを提供します。

主要施策1 コミュニティ交通の充実	
施策の方向性	主な施策
■ 高齢者も安心して移動できるよう、町が運営するコミュニティ交通の充実を図ります。	● 町内巡回バス・乗合タクシーの利用促進 ● 利用状況や町民ニーズを踏まえた運用の見直し

主要施策2 持続可能な公共交通体系の検討	
施策の方向性	主な施策
■ 地域コミュニティ交通・路線バス・鉄道など公共交通体系のあり方を整理し、町民ニーズに合った最適で持続可能な公共交通体系の構築を目指します。 ■ JR 新駅の設置を推進し、町内の公共交通全体の利便性向上を目指します。 ■ JR 三里木駅から空港までのアクセス鉄道について、関係機関と連携しながら進めます。 ■ 阿蘇くまもと空港の運営事業者と連携し、町における空港の有効活用を図ります。	● 町民ニーズに基づく公共交通体系の検討 ● AI などの新たな技術の活用検討 ● JR 新駅の設置

成果指標

指 標	単位	現状値	目標値	説 明
町内巡回バス・乗合タクシーの利用者数	人 / 年	29,981	31,000	

基本施策16 住宅・住環境の整備

連携する
SDGs



現状と課題

本町では、住み心地の良いまちの実現を目指し、道路・公園・下水道の整備や土地区画整理事業の推進に取り組んできました。町営住宅についても、年数の経過に応じて計画的に建て替えや改修を進めています。

新型コロナウイルス感染症の拡大をきっかけに、これまでの暮らし方や働き方を見直そうとする動きが出ています。テレワークなど多様な働き方を可能にする環境整備が進み、生活の質を重視し地方で暮らすといった選択肢が広がりつつあります。

このような中、本町が持つ資源を振り返ると、適度な自然・田園環境の中、空港やJR 豊肥本線、国道57号など交通の利便性に恵まれ、多くの企業や商業施設が立地し、質の高いインフラを備えた住宅地が広がるなど、快適な住環境に必要とされる要素が多く備わっています。

本町は、地理的にも熊本都市圏中心部と阿蘇の中間に位置し、域外にもアクセスしやすく、周辺には県民総合運動公園などの施設も多く立地しています。利便性と心のゆとりが両立する暮らし方、働き方を実現する上で、多くの強みを持っていると言えます。

そのような環境にあるからこそ、住宅・住環境の向上がますます重視されています。どうしても「生活の質の向上」が図れるかについて考えていくことが大切です。

全国で深刻化する空家の問題も、不動産が効率よく流通する仕組みが機能すれば、問題の発生を未然に防ぎ、良質な住環境を維持することができます。住環境に関する様々な課題について、関係機関とも協力し、本町の状況に合った取り組みを検討していくことが重要です。

基本方針

- 住みやすさを実感できるまちづくり推進のため、魅力ある市街地の形成を図り、良質な住環境の整備に取り組めます。
- 町営住宅の適正な管理に努めます。

主要施策1 都市景観の保全・創出	
施策の方向性	主な施策
■ 緑地や自然的・歴史的景観の保全、道路の植栽や生垣などによる景観形成を図り、魅力ある街並みをつくります。	● 都市景観の創出

主要施策2 良質な住宅・住環境の整備	
施策の方向性	主な施策
■ 道路・公園・下水道の整備、土地区画整理事業の推進などによりさらに良質な住環境の整備に取り組みます。 ■ 菊陽町営住宅長寿命化計画に基づき、町営住宅の適正な運用に取り組みます。 ■ 駅と駅周辺の整備を進め、町民生活の利便性向上に取り組みます。 ■ 空家等の適正な管理と利活用の啓発に取り組みます。	● JR 原水駅及び JR 新駅周辺の市街地整備 ● 住居表示の実施 ● 住まいに関する相談と情報の提供

成果指標

指 標	単位	現状値	目標値	説 明
特定空家等 ²⁹ の数	戸	0	0	特定空家等を発生させない

関連する各分野の計画

- ◆ 菊陽町営住宅長寿命化計画
- ◆ 菊陽町空家等対策計画

用語解説

²⁹ 特定空家等：空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に定める特定空家等を指す。そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等のこと。

第5編 防災・消防・防犯など

基本施策17 防災対策の充実

連携する
SDGs

現状と課題

平成28年熊本地震では、4月14日の前震（菊陽町＝震度5強）と、それを上回る4月16日の本震（菊陽町＝震度6弱）により、本町も大きな被害を受けました。

本町では、地震からの復旧・復興に迅速に取り組むため、「菊陽町熊本地震復旧・復興計画」、「菊陽町復興まちづくり計画」を策定して対応してきました。併せて、記録誌「未来へつなぐ記録」の作成や地域防災計画の改定を通じて、一連の対応の振り返りや記録に残す取り組みを行っています。この経験と教訓を今後の防災対策に活かさなければなりません。

台風や梅雨時期の大雨などの自然災害にも備えていますが、平成24年7月九州北部豪雨や令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨などのように、近年は災害が激甚化する傾向にあります。

また、災害発生時には、避難所等において人が密集しやすく、感染症対策の重要性が増しています。

本町では、いかなる大規模災害が発生しても、最悪の事態に陥ることを避けられる「強靱」な行政機能や地域社会等をつくりあげるため、令和2年3月に「菊陽町国土強靱化地域計画」を策定しました。熊本地震後に整備を進めてきた、防災広場、防災センター、防災公園の3つの核となる施設と連動し、あらゆるリスクに備えるための防災関連事業を今後も推進していく必要があります。

さらに、地域の防災力を高めるため、自主防災組織の組織化・運営支援や、防災士の育成に継続して取り組むことが重要です。

災害を予防する「防災」、災害が発生しても被害を最小化し迅速な回復を図る「減災」の考えのもと、町全体で防災力を強化していく必要があります。

基本方針

- 町民の安全・安心を実現するため、防災拠点・地域避難拠点の形成や「自助」「共助」「公助」の役割分担、自主防災組織及び防災士の育成・支援による地域防災力の強化に取り組みます。
- 町民への災害情報の周知・伝達体制の強化を図るとともに、災害時における町業務の継続性確保、災害対策本部機能の強化に取り組みます。
- 南海トラフ地震などを想定し、市町村の区域を越えた広域的な連携に取り組みます。

主要施策1 防災体制の充実

施策の方向性	主な施策
- 熊本地震の教訓を活かし、災害に強いまちづくりを進めます。 - 菊陽町国土強靱化地域計画に基づき、あらゆるリスクに備えるための防災関連事業を推進します。 - 自助・共助による地域の防災力強化に取り組みます。 - 防災訓練、防災教育の充実により、防災意識を高めます。 - 防災行政無線、ホームページ、防災情報メールなど、多様な伝達手段により、防災情報を速やかに伝えます。 - 南海トラフ地震などを想定した広域連携、応援・受援体制の整備に取り組みます。	● 救援物資、人的支援の受入体制の強化 ● 避難所機能の強化（地区公民館を含む） ● 福祉避難所の確保、運営強化 ● 備蓄・災害用資機材の確保 ● 自主防災組織、防災士の育成 ● 防災マップの整備（避難行動の円滑化） ● 防災公園・避難拠点（総合体育館）の整備 ● 防災センターの整備 ● 光の森防災広場の活用

主要施策2 災害時要援護者避難支援計画³⁰に基づく支援体制

施策の方向性	主な施策
災害時要援護者避難支援計画に基づき、高齢者などの災害弱者に配慮した避難体制を整備します。	● 災害時要援護者避難支援計画に基づく支援体制の確立

成果指標

指 標	単位	現状値	目標値	説 明
自主防災組織率	%	84.6	100	
防災士資格取得者数	人	74	130	

関連する各分野の計画

- ◆ 菊陽町地域防災計画、水防計画
- ◆ 菊陽町国土強靱化地域計画
- ◆ 菊陽町災害廃棄物処理計画
- ◆ 菊陽町防災施設整備に関する計画
- ◆ 菊陽町災害時要援護者避難支援計画

用語解説

³⁰ 災害時要援護者避難支援計画：高齢者、障がい者、乳幼児などの「要配慮者」に関する避難の方法や、その中でも特に被災リスクの高い「避難行動要支援者」に対する支援について定めた計画。

基本施策18 消防・救急対策の充実

連携する SDGs



現状と課題

火災の形態は多種多様化しており、人口や事業所が増加する本町においては、高齢化の進展なども相まって、消防・救急の需要はさらに増大すると予想されます。

また、地域の連帯意識の希薄化などにより、災害対応力の低下が懸念されるため、火災時の初動対応で重要な役割を担う消防団や自主防災組織の体制を強化し、町民と行政が連携した消防救急体制の一層の充実を図るなど、地域防災力を強化することが求められています。

常備消防³¹については、菊池広域連合消防本部において、資機材の計画的な更新を図るなど消防・救急体制の強化に努めています。

非常備消防³²（消防団）については、団員が減少傾向にあり、地域の消防力を向上させるためには、団員となる人材の確保と育成が急務となっています。

また、建築物の高層化・複合化に伴い、火災や事故は複雑化・大規模化する傾向にあり、常備消防と非常備消防（消防団）の連携を強化するとともに、地域で行う消火訓練への支援や、町民への住宅用火災報知器の普及、防火意識の啓発などに取り組む必要があります。

今後、さらに火災・災害等に強いまちづくりを進めるためには、地域の連帯による自主防災力の向上が課題です。

基本方針

- 町民の生命や財産を守るため、常備消防と非常備消防（消防団）の連携を図ります。
- 消防団員の確保に努めます。
- 施設・資機材の整備により、消防・救急体制の充実を図ります。
- 広報紙やホームページを通じた啓発により、町民の防災意識の向上に取り組めます。

主要施策1 常備消防の充実	
施策の方向性	主な施策
■ 菊池広域連合消防本部と消防団との連携により地域消防力の向上を目指します。 ■ 菊池広域連合消防本部との連携により、迅速な救急体制づくりに努めます。	● 消防施設及び資機材の整備・充実 ● 消火器や自動体外式除細動器（AED）を使用するための講習会や訓練の促進

主要施策2 非常備消防の充実	
施策の方向性	主な施策
■ 消防団員の人材確保・育成に努め、消防団の活性化を図ります。 ■ 防火水槽などの消防施設の充実や機械類の性能向上を図ります。 ■ 広報紙やホームページを通じた啓発、消防団による広報活動や年末警戒などにより、町民の防火意識の向上を図ります。	● 消防団員確保と組織力の強化 ● 消防水利の確保と適正配置

成果指標

指 標	単位	現状値	目標値	説 明
人口1万人当たりの出火件数	件 / 年	1.7	0.4	現状値は5年間の平均

関連する各分野の計画

- ◆ 菊陽町地域防災計画、水防計画

用語解説

- 31 常備消防：市町村に設置された消防本部及び消防署。専任の職員により職業として消火・火災予防・救急・救助業務を行う。
- 32 非常備消防：市町村ごとに組織されている消防団で一般の住民により構成される。

基本施策19 防犯・交通安全対策の充実

連携するSDGs



現状と課題

安全で明るい地域社会を維持するため、地域の安全を守る体制の充実強化を図るとともに、安全意識の啓発を推進し、防犯灯の整備など危険箇所の改善に努める必要があります。

本町においては、都市化が進む地域を中心に自転車の盗難や車上狙いなどの街頭犯罪が増加しています。加えて、地域コミュニティの希薄化により、地域における見守りや犯罪を抑止する機能が低下することが懸念されます。

このため、自主的な取り組みとして、防犯パトロールの実施や防犯灯・防犯カメラを設置するなど防犯体制の充実を図るとともに、警察力をさらに強化するため交番の誘致を進めてきました。

また、本町では、急激な都市化と幹線道路の整備により交通量や交通渋滞が増加し、交通事故の危険性が増大しています。高齢者・幼児・障がい者などの歩行者や自転車利用者の安全確保のため、交通事故多発箇所などの重点整備・改善に努めるとともに、町民一人ひとりの交通安全意識の高揚を促す必要があります。さらに、交通事故被害者に対する各種救済制度を周知徹底することも重要です。

今後も大津警察署や関係団体との連携により、交通安全施設の整備などを計画的に進めるとともに、子どもから高齢者に至る幅広い年齢層に応じた、交通安全教育の推進や意識啓発活動を行い、交通事故の減少につなげる必要があります。

基本方針

- 犯罪を未然に防ぐため、関係機関や地域との連携を強化し、防犯灯・防犯カメラの設置や防犯パトロール活動の強化を図ります。
- 交通安全教室などにより町民の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通安全施設を計画的に整備します。運転免許証の自主返納を促進し、返納者への支援を行います。

主要施策1 防犯環境の整備と対策	
施策の方向性	主な施策
■ 凶悪化する犯罪を未然に防ぐため、関係機関や地域と連携を図り、防犯活動や地域安全活動、防犯灯の設置などに取り組みます。 ■ 自主防犯パトロール隊の活動支援や青色防犯パトロールカーの効果的な活用により、行政と住民が協働して自主的な地域安全活動を推進します。	● 大津警察署や防犯協会との連携強化 ● 防犯灯・防犯カメラの整備推進 ● 防犯セーフティパトロール隊による防犯活動の推進 ● 各地区の自主防犯パトロール隊の育成 ● 暴力団を排除するための取り組み

主要施策2 交通安全対策の推進	
施策の方向性	主な施策
■ 交通安全教育講習推進員を活用して、各年齢層に応じた参加・体験・実践型の交通安全教育を推進します。 ■ 交通安全施設の計画的な整備を図ります。	● 年齢段階に応じた参加・体験・実践型の交通安全教育の強化 ● カーブミラーや路面標示などの整備 ● 交通指導員・地区交通委員・交通安全女性の会・地区老人クラブ交通委員などの組織の充実 ● 高齢による運転免許証自主返納者に対する支援

成果指標

指 標	単位	現状値	目標値	説 明
人口千人当たりの犯罪認知件数	件 / 年	5.8	3.9	・ 1月～12月 ・ 現状値は5年間の平均
人口千人当たりの交通事故発生件数	件 / 年	4.1	2.4	・ 1月～12月 ・ 現状値は5年間の平均

基本施策20 消費者保護の推進

連携する SDGs



現状と課題

本町では、複雑化する消費者問題に対応するため、町社会福祉協議会の「ふれあいのまちづくり事業」の一部として実施していた消費生活専門相談を独立し、平成24年度から役場内に消費生活相談窓口（毎週木曜日）を開設しました。その後、周辺自治体との連携により相談窓口の充実に取り組み、平成29年度からは、菊陽町（月・木曜日）、大津町（火・金曜日）、西原村（水曜日）のいずれかで1週間を通して相談が受けられる体制を整備しました。

インターネットを介した取引の増加やサービスの多様化により、消費者の利便性が増す一方で、トラブルに巻き込まれるリスクも高まっています。従来からの訪問販売やはがきによる架空請求なども後を絶ちません。多重債務者の生活再生支援や高齢者の被害の未然防止、被災者の消費生活支援など、消費生活相談に求められる役割は大きくなっており、相談内容も複雑化しています。これらの課題に対応するためには、県の消費生活センター³³や周辺市町村との連携をさらに強化する必要があります。

また、消費者問題を未然に防ぐという観点からは、消費者教育が特に重要です。今後は、学校教育との連携による若者を対象とした出前講座の実施など、若い世代への啓発強化に取り組むことが課題です。

基本方針

- 県や他市町村とも連携し、消費生活相談体制の充実を図ります。
- 消費者問題を発生させないため、消費者教育の強化に取り組めます。

主要施策1 消費生活相談窓口の充実	
施策の方向性	主な施策
■ 県や他市町村との連携も含め相談体制を充実させます。 ■ 悪徳商法や詐欺などに関する情報を提供し被害の拡大防止に努めます。 ■ 増加するインターネット等に関するトラブルへの対応強化に取り組みます。	● 県や近隣市町村との連携による相談体制の充実 ● 広報紙・ホームページでの呼びかけによる注意喚起や被害の拡大防止

主要施策2 消費者教育の推進	
施策の方向性	主な施策
■ 消費者問題を未然に防ぐための消費者教育に取り組みます。 ■ 学校教育と連携した若者への消費者教育に取り組みます。	● 出前講座などによる消費者教育の推進

成果指標

指 標	単位	現状値	目標値	説 明
消費生活相談件数	件 / 年	114	130	3町村連携分を含む
出前講座実施件数	件 / 年	2	7	現状値は5年間の平均

用語解説

- 33 消費生活センター：消費者安全法により設置される相談機関。専門の相談員（消費生活相談員）が消費生活全般に関する苦情や問合せなど消費者からの相談に対応する。設置が義務付けられる都道府県や、比較的規模の大きい市などを中心に設置される。消費生活センターがない市町村では、「消費生活相談窓口」となる。